

アジア文化研究所・現代社会総合研究所 研究所間プロジェクト

二〇〇五～六年度研究調査報告書

イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容

『東洋大学アジア文化研究所研究年報 二〇〇六』 第四一号

Annual Journal of The Asian Cultures Research Institute, No.41 (2006)

TOYO University (Tokyo, JAPAN)

イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容

《研究期間》 平成十七～十九年度

《研究代表者》 後藤武秀（法学部教授／アジア文化研究所研究員）

《研究分担者》 後藤 明（文学部教授／アジア文化研究所研究員）

小林修一（社会学部教授／現代社会総合研究所研究員）

齋藤 洋（法学部教授／現代社会総合研究所研究員）

三沢伸生（社会学部助教授／アジア文化研究所研究員）

子島 進（国際地域学部助教授／アジア文化研究所研究員）

東長 靖（京都大学大学院アジアアフリカ地域研究研究

科助教授・アジア文化研究所客員研究員）

赤堀雅幸（上智大学外国語学部助教授・アジア文化研究

所客員研究員）

《研究目的》

昨今の世界情勢に如実に現れているように、現代の国際社会において、イスラーム世界の存在は極めて重要な問題として浮上してきている。現在はキリスト教世界とイスラーム世界との摩擦ばかりが目されているが、日本を含めたアジア世界においてもイスラーム世界との関係は重要である。本研究は、イスラーム教の宗教意識や、イスラーム法といった伝統的価値規範がどのように形成されてきて、それが現今においてどのようにして持続しているのか、またはどのように変容してきているのかを、総合的に研

究することを目的としている。

具体的には、研究期間内において、イスラームの根本的価値観を表象する形で伝統的価値規範を形成している、司法という公的・外的な側面としての「イスラーム法」、精神的・内的な側面としての「聖者信仰・スーフイズム」の二つの面について、イスラームを専門とする五人の専任・客員研究員と、アジア法・国際法に精通する二名の研究員、社会学的見地から社会における伝統的規範の有り様を研究する一名の研究員の共同作業によって、調査・解明していくことを目的としている。

イスラーム世界における伝統規範を考える上において、現地におけるワールドワーク経験を豊富に有する文化人類学研究者、そしてアラビア語・ペルシア語・トルコ語によるイスラーム古典に精通するイスラーム思想・宗教研究者との共同研究が不可欠である。子島はペルシア語・ウルドゥー語圏のフィールドワークを専門とする地域研究者・文化人類学者であり、アラブ圏を専門とする赤堀が組織に加わることにより、文化人類学研究が磐石になる。東長は国内ばかりか国際的にも評価を得る思想・宗教研究者であり、また本学東洋大学が前任校という経歴から、全面的な協力を得ることができると期待される。また後藤（明）・三沢は歴史学研究者として、それぞれアラブ圏・トルコ圏を専門として研究を展開しており、赤堀・東長とも古い知己である。こうして外部の二人を加えて五人のイスラーム研究者の体制をとり、二人の法学者・一人の社会学者と共同して、本プロジェクト遂行のために、理想的な体制を作り上げた。

《研究経過》

プロジェクト開始初年度である平成十七年度において、イスラーム法の持続と変容過程の研究を、子島によるパキスタン・バングラデシュにおける宗教寄進（ワクフ）制度の実態研究を中心に進める一方で、イスラーム世界の東端である東南アジア、特にタイ・シンガポールに斎藤を派遣して、両国における少数派イスラーム教徒社会が隣接するインドネシア・マレーシアなど域内のイスラーム大国との影響下において伝統的イスラーム価値規範をいかにして国家法に影響を与えているのかの研究を進めた。両調査をもとに、後藤武秀によって華人の伝統的規範との比較、小林による日本社会の伝統的価値規範との比較を進めた。

聖者信仰・スーフイズムに関しては、赤堀・東長両客員研究員を中心に進め、後藤明・三沢を交えて、思想研究・文化人類学研究の成果を歴史学的に解釈して、その持続と変容に関する研究を進めた。四人の討論に基づき年度末に東長がトルコに出張して、補完研究を展開した。

《次年度の研究課題》

プロジェクト開始の初年度であったが、期待以上の成果を得ることが出来た。今後の課題として、イスラーム法と伝統的価値規範との乖離・離反・相克状況をより明確にすることで伝統的価値規範の持続と変容の研究を進めていきたい。とりわけ子島の進めるワクフ研究と斎藤の東南アジアイスラーム法研究の成果を結び付けていきたい。

聖者信仰・スーフイズム研究では、初年度のトルコを中心とした研究成果を踏まえ、赤堀・後藤明を中心にアラブ地域においてその比較検討を行う

ていきたい。

《研究成果》

一・学会および口頭発表

*子島進「イスラームとNGO活動―アーガー・ハーン開発ネットワークと現代イスマール派」社団法人イスラム協会公開講演会。二〇〇五年四月三〇日。東京大学。

*子島進「ワクフの現代的活用によるイスラーム復興―インド、パキスタン、バングラデシュにおけるハムダルド財団の展開」日本南アジア学会第一八回全国大会。二〇〇五年十月二日。龍谷大学。

*子島進「現代的ワクフの挑戦―ハムダルド財団（パキスタン）の事例から」東洋大学アジア文化研究所内研究会。二〇〇六年一月十四日。東洋大学。

*TONAGA Yasushi（東長靖）“Sufism in Time and Beyond.” Twenty-second annualsymposium of The Muhiyiddin ibn’ Arabi Society “Time and Non-time”（二〇〇五年五月十四・十五日、於：Worcester College, Oxford, U.K.）（フルペーパー、pp.1-19）

*東長靖「オスマン帝国期のスーフイズム―ボスネヴィーを中心として」(学会発表) 日本オリエント学会第四十七回大会（二〇〇五年十月三日）（〇日）

*東長靖「イスラームのこと、知っていますか？」(学術講演) 2005

年河合塾文化講演会、河合塾京都校、二〇〇五年六月二十日。

三、その他

二、論文等著作物

*子島進「NGOを通して見るイスラーム復興―パキスタンの事例を中心に」『社会人類学年報』三十一号、六十一―九十一頁。

*赤堀雅幸「聖者祭の風景から―等身大のイスラームをとらえるために―」
イスラーム地域研究2『UP』三九四号（八月号）、十四―十九頁、
二〇〇五年。

*TONAGA Yasushi（東長靖）“Sufism in the Past and Present: Based on the Three-axis Framework of Sufism.” *Annals of the Japan Association for Middle East Studies*, vol. 21/2, 2006. (印刷中).

*東長靖「神秘主義文献の継承と教団の系譜」、『創文』、創文社、二〇〇五年十月号、十一―十四頁。

*小林修一「考古学から社会学へ―enonceをめぐる横断的考察―」『東洋大学社会学部紀要』四三―一号、二〇〇五年十二月、三十九―六十頁。

*齋藤洋・佐藤俊一（共著）「東南アジア法研究の基礎資料としての研究者要覧―タイ王国・国際公法編―」（研究資料）東洋大学現代社会総合研究所『現代社会研究』第三号（二〇〇六年三月）所収

*赤堀雅幸「世界の喫茶店／Coffee Shops of the World 6」『JAGLOS News』六一―五四号、二〇〇五年。

*アビラート・パッチシリ著（齋藤洋・訳）「法の支配と伝統社会―ASEANの法文化に関する覚書―」東洋大学法学会『東洋法学』通巻一〇七号（二〇〇六年三月）所収

トルコにおけるイスラーム伝統的秩序規範の関係文献調査

アジア文化研究所客員研究員 東 長 靖

期 間 二〇〇六年二月一八日～三月四日

調査地 トルコ（イスタンブル）

本プロジェクトにおいて、私は「伝統的秩序規範」の一形態としてのスーフィズム（イスラーム神秘主義）を、オスマン帝国期において検討することを任務としている。前近代イスラーム世界において、イスラーム法学およびその担い手であるウラマーと、スーフィズムおよびその担い手であるスーフィーを、伝統的秩序規範の代表として挙げることに、おそらく異論はないであろう。この両者を、相反する存在のように捉える見解も過去には存在していたが、今日ではこの両者は相互補完的な存在であったと考えるのが通説である。

平成一七年度においては、スーフィズムにおける重要な思想的潮流であるイブン・アラビー学派の、オスマン帝国期における発展をたどるとともに、その文献（アラビア語・トルコ語手書き写本）の調査を遂行することを目的とする海外調査を実施した。

具体的には、トルコ共和国の首都イスタンブルの図書館において、写本調査を行った。スレイマニエ図書館本館と同図書館の分館であるキョプリユリユ図書館、およびミット図書館において、一七世紀のスーフィー、アブドゥッラー・ボスネヴィーの生涯と著作に関する調査に従事した。一七

世紀は、オスマン帝国の最盛期を過ぎた時期であるとされるが、学芸は充実しており、イブン・アラビー学派の思想も活発に展開された。ボスネヴィーは、この時期の最も重要な思想家であり、その検討は、オスマン帝国期のスーフィズムの全体像に迫る第一歩として大きな意義を有する。

このオスマン帝国は、イスラーム世界における伝統的秩序規範の主たる担い手であったが、近現代に至ってその体制はゆらぎ、ついには二〇世紀に崩壊し、政教分離を国是とするトルコ共和国の成立へと至る。オスマン帝国のスーフィズムを語ることは、伝統的秩序規範の持続と変容を語ることにほかならない。

この分野の研究は、端緒についたばかりであり、ほとんどの情報を一次資料から掘り起こしてくる必要があるため、さらに継続的な調査・検討を行わなければならないだろう。

シンガポール・タイにおける法規範と宗教規範の関係調査

現代社会総合研究所研究員 斎藤 洋

期 間 二〇〇五年八月二十七日～九月六日

調査地 シンガポールおよびタイ（バンコク）

1. 概要

東洋大学研究所間プロジェクト（アジア文化研究所および現代総合研究所）「イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」の一環として、シンガポール及びバンコク（タイ）に赴き、①法規範と宗教規範との関連を研究するために基礎となる資料を収集し、②現地研究者との協力関係を築くための準備として、研究者リストを作成するために、現地研究者の協力を求めた。

そのためのスケジュールは、既に提出済みの予定表に沿ったものとなったが、特に期待をしていた八月二十八日の日立プラント篠原勉氏とのシンガポールにおける面談は、クアラルンプールにおける同社（支社）への会計検査のため、同氏以下の社員が動員されてしまい、初期の計画を資料収集に変更せざるを得なくなりました。

しかしバンコクにおいては、高橋正樹（新潟国際情報大学）教授の協力により、タマサート大学法学部の Suda 助教授から Jatunon 教授を紹介されるという非常に有益な人的接触を得ることができた。同教授との面談で、予定していたタイの研究者（今回は国際公法）リストを作成することがで

きることになった。また同教授からチュラロンコン大学法学部・大学院の Sakda 助教授を紹介されたが、今回は残念ながら政府の仕事でバンコクには不在であった。以上のように特にバンコクで学会においても重要な人物と面談でき、今後の人的ネットワーク構築のための貴重な下準備ができたことは、今回の渡航の最大の成果であったといえよう。

2. 成果

以下の点が、今回の資料収集及び Jatunon 教授との面談で明らかとなった。

①シンガポール及びバンコクにおける資料収集（英語資料）の過程で、タイ・インドネシア・韓国・フィリピンなどの研究者による共著は多数あったが、比較して日本人研究者の参加している研究書が皆無であった点は、今後の東南アジアを含む宗教規範の研究において、世界レベルの研究という意味で考慮すべき点である。

②タイにおける国際公法の学会は存在するが、その学会員はタイ全土で二十七名であった。その中には純粋な意味での国際公法学者以外の国際私法等の研究者も含まれている。学会は年一回の活動であるが、参加者は約十八名程度であり、日本の研究会のような実態である。国際公法に関しては学会誌は発行されていない。また十分な名簿もなく、日本の学会誌におけるような研究業績一覧も存在していない。

③タイの国際公法研究者はタマサート大学に八名、チュラロンコン大学に

七名、その他のオープンカレッジに二〜三名であり、タマサート大学とチュラロンコン大学の二校ではほぼ全員を網羅していることが分かる。

部の『東洋法学』第四九卷第二号（二〇〇六年三月）に、「法の支配と伝統社会—ASEANの法文化に関する覚書—」として掲載した。

④タマサート大学に所属する国際公法学者は、フランスに留学する者が大半であるのに対して、チュラロンコン大学では英米に留学した者が多くいるのも、大学の性格上の特徴であろう。

⑤現在タイ政府に正式に認定されている法学の学術誌はタマサート大学の *Thammasat Law Review* だけである。

⑥今回のプロジェクトとは関係がないが、来年バンコクで Jatrun 教授が中心となり、国際宇宙法学会 (International Institute of Space Law) が開催されることから、今回の人的接触を機に、今後、同教授から日本人研究者への協力が強く要請されることになるであろう。

⑦最後に、今回の渡航によって、当初予定していた「法規範と宗教規範」という視点ではなく、例えば「ASEANにおける西欧的法制度と伝統的会社との対立と調和」といった方向で研究計画を再構築しなければならぬことが明らかとなった。またこの様な研究は、日本の法学分野ではほぼ未開発状態であり、今後東洋大学の、他には無い傑出点として強力に押し進める必要を痛感した。

以上の諸点が今回の渡航で判明したが、これらは今後の本プロジェクト研究の下準備作業としては十分な成果であると考えられる。この中で国際公法の研究者リストは、現代社会総合研究所の『現代社会研究』第三号に「東南アジア法研究の基礎資料としての研究者要覧—タイ王国・国際公法編—」として掲載し、また今回収集した資料（論文）の一部の翻訳を法学

イスラーム世界における伝統的規範の持続と変容

現代社会総合研究所研究員 齋藤 洋

期間 二〇〇六年八月六日～九日

調査地 韓国(ソウル・原州)

一. 目的と概要

今回の訪韓は、崇實大元教授の金斗煥博士と面談し、アジア宇宙機構の構想と、そこに現れるであろう宇宙法及び宇宙原則に組み込まれている西欧的法規範とアジア的な法規範もしくは法観念あるいは法運用との衝突と調整に関して、事例及び構想内の解決方法に関する意見を聴聞することを目的とするものであった。

しかし今回は、当初予定していた計画を遂行することが出来なかった。その理由は、渡航直前に生じた朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)によるミサイル発射(実験)によって、面会予定の諸先生方、特に最大の成果を期待していた金斗煥博士が、前韓国航空宇宙法學會会長・韓国の金一族団の副会長という立場上、政府関係の臨時会議が開かれたことによって当初予定した通りの時間を取れなくなったからである。報告者はホテルにて金博士からの連絡を待ったためほぼ全日にわたり待機状態を余儀なくされた。

ようやく電話のみの連絡が取れたが、北朝鮮のミサイル問題には韓国の政府関係では非常に関心(危機感)をもって対応しているようであり、その緊迫感が強く感じられた。そのなかで、当方の計画は遂行できなかった

が、逆に報告者が執筆した論文「Space Debrisの軍事利用と宇宙平和利用原則」『東洋法学』及び「宇宙法における宇宙物体の定義」『空法』に非常に関心を持たれ、同論文を先方に寄贈することになった。前者はSpace Debrisを宇宙空間における浮遊機雷としてミサイル防衛に使用できるか否かを論じたものであり、後者は、何が宇宙物体かを論じ、それによって適用法の相違が明確になるというものである。また報告者が作成しているホームページ上で日本の宇宙法研究者の業績が人名で索引できることを伝えた。それらは当該ミサイル問題を法的に検討する上で極めて有用な研究であるとの意見を得た。

二. 成果

- ① 今回の渡航は、当方から先方へ有用な情報を提供することによって、本計画の将来構想にとつての一助になったと評価することが出来る。
- ② ニールス・マルダーの著書から独立したひとつの章を抜き出して翻訳し、「東南アジアにおける宗教の復活」というタイトルで『現代社会』第四号に掲載する予定である(十一月に原稿提出)。
- ③ 日本を含むアジアに関する問題として「光華寮事件に関する一考察」を『東洋法学』通巻一〇八号に掲載する予定である(原稿提出済)。